

大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規程を公布する。

令和7年3月31日

大阪広域水道企業団

企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第13号

大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員就業規則（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 所属長 <u>危機管理監、経営管理部長、総務部長、広域事業部長、水道事業部長</u> 、大阪広域水道企業団処務規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第4号）第1条各項に規定する課の長及び同規程第2条第1項に規定する出先機関の長	(3) 所属長 <u>経営管理部長、事業管理部長、経営戦略担当部長</u> 、大阪広域水道企業団処務規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第4号）第1条各項に規定する課の長及び同規程第2条第1項に規定する出先機関の長
(週休日及び勤務時間の割振り)	(週休日及び勤務時間の割振り)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 <u>八尾水道センター、柏原水道センター、四條畷水道センター、阪南水道センター</u> 又は田尻水道センターに勤務する職員に対する前項の規定の適用については、同項中「午前9時から午後5時30分まで」とあるのは「午前8時45分から午後5時15分まで」とする。	3 四條畷水道センター、阪南水道センター又は田尻水道センターに勤務する職員に対する前項の規定の適用については、同項中「午前9時から午後5時30分まで」とあるのは「午前8時45分から午後5時15分まで」とする。
(育児又は介護を行う職員についての特例)	(育児又は介護を行う職員についての特例)
第12条 (略)	第12条 (略)
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、2親等内の親族又は配	(3) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、2親等内の親族又は配

偶者の父母の配偶者（第26条の3第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「被介護人」という。）のある職員 当該被介護人の介護

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第16条 （略）

2 （略）

3 小学校就学の始期に達しない子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合に、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、当該請求をした職員は、第13条第1項の規定による勤務（第46条及び第47条による場合を除く。次項において同じ。）を命ぜられることはない。

4 （略）

5 第1項各号列記以外の部分、第2項、第3項及び前項の規定は、被介護人を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達しない子があり、かつ、次の各号のいずれにも該当する配偶者（職員の配偶者で当該子の親であるものに限る。）のない」とあるのは「被介護人のある」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、第2項中「小学校就学の始期に達しない子があり、かつ、前項各号のいずれにも該当する配偶者（職員の配偶者で当該子の親であるものに限る。）のない」とあるのは「被介護人のある」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、第3項中「小学校就学の始期に達しない子のある」とあるのは「被介護人のある」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、前項中「小学校就学の始期に達しない子のある」とあるのは「被介護人のある」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と読み替えるものとする。

偶者の父母の配偶者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「被介護人」という。）のある職員 当該被介護人の介護

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第16条 （略）

2 （略）

3 3歳に満たない子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合に、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、当該請求をした職員は、第13条第1項の規定による勤務（第46条及び第47条による場合を除く。次項において同じ。）を命ぜられることはない。

4 （略）

5 第1項各号列記以外の部分、第2項、第3項及び前項の規定は、被介護人を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達しない子があり、かつ、次の各号のいずれにも該当する配偶者（職員の配偶者で当該子の親であるものに限る。）のない」とあるのは「被介護人のある」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、第2項中「小学校就学の始期に達しない子があり、かつ、前項各号のいずれにも該当する配偶者（職員の配偶者で当該子の親であるものに限る。）のない」とあるのは「被介護人のある」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、第3項中「3歳に満たない子のある」とあるのは「被介護人のある」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、前項中「小学校就学の始期に達しない子のある」とあるのは「被介護人のある」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と読み替えるものとする。

(特別休暇)

第25条 (略)

(1)～(19) (略)

(20) 中学校就学の始期に達しない子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が当該子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして別に定める当該子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして企業長が定める事由に伴う当該子の世話をを行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち企業長が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1年度につき5日(当該子を2人以上養育する職員にあっては、10日)以内で必要と認める日又は時間

(21)～(25) (略)

2 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第26条の3 企業長は、職員が配偶者等について当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の利用に係る申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第26条の4 企業長は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置を講じなければならない。

(特別休暇)

第25条 (略)

(1)～(19) (略)

(20) 中学校就学の始期に達しない子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が当該子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして別に定める当該子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1年度につき5日(当該子を2人以上養育する職員にあっては、10日)以内で必要と認める日又は時間

(21)～(25) (略)

2 (略)

(部分休業)

第27条 (略)

2 (略)

3 第25条第1項第17号に規定する特別休暇又は第26条の2第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 (略)

(勤務時間等)

第29条 (略)

2・3 (略)

4 第1項に定める勤務の種類毎の勤務時間等は、別表第6のとおりとする。ただし、交通機関の都合その他特別の事情がある場合は、所属長が総務部長の承認を得て勤務時間等を定めることができる。

5 (略)

(履歴書の提出等)

第36条 前条の職員は、採用の日から5日以内に人事記録その他所定の書類を所属長を経て総務部長に提出しなければならない。

2 職員は、前条の規定により提出した書類の記載事項に異動があったときは、速やかにその旨を所属長を経て総務部長に届け出なければならない。

(勤務報告書)

第50条 所属長は、所属職員の前月分の勤務報告書を毎月10日までに総務部長に提出しなければならない。

(部分休業)

第27条 (略)

2 (略)

3 第25条第1項第17号に規定する特別休暇又は前条第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 (略)

(勤務時間等)

第29条 (略)

2・3 (略)

4 第1項に定める勤務の種類毎の勤務時間等は、別表第6のとおりとする。ただし、交通機関の都合その他特別の事情がある場合は、所属長が経営管理部長の承認を得て勤務時間等を定めることができる。

5 (略)

(履歴書の提出等)

第36条 前条の職員は、採用の日から5日以内に人事記録その他所定の書類を所属長を経て経営管理部長に提出しなければならない。

2 職員は、前条の規定により提出した書類の記載事項に異動があったときは、速やかにその旨を所属長を経て経営管理部長に届け出なければならない。

(勤務報告書)

第50条 所属長は、所属職員の前月分の勤務報告書を毎月10日までに経営管理部長に提出しなければならない。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。